

Title	米川伸一著 イギリス地域史研究序説
Sub Title	Shinichi Yonekawa, Studies in English local history, Tokyo, 1972
Author	安元, 稔
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1972
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.65, No.9 (1972. 9) ,p.615(49)- 619(53)
JaLC DOI	10.14991/001.19720901-0049
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19720901-0049">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19720901-0049</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

とすれば、SDRと援助をリンクして、援助量の増大をはかるといった second best 的なまやかしの政策によるのではなく、援助は援助として、その正しい役割の認識の下に、積極的に first best の政策として、必要なぎりにおいてその増強が行なわれていかねばならないことは明らかである。

こうした論理の筋を通して、国際通貨問題と発展途上国問題とが論議されていくべきではないのだろうか。

第六に、第四編における国際通貨制度改革の展望においても、問題提起だけが行なわれているにとどまり、長期的・根本的な明確な将来展望・方向づけもあまり見出せないし、最終的な方向として指摘されている(408頁)次の結論にも、疑問が残るのである。「国際通貨制度のなかに発展途上諸国に対する「特惠」の理念をどのように盛り込むべきであるか、……ここでは国際通貨制度の核心を金に求めることと、その中に「特惠」の理念を組みこむことは、必ずしも矛盾しないということ強調したい。換言すれば、前者の基礎の上に後者を組み入れることこそ現代の課題であるといわねばならないのである。さらには、発展途上諸国に対する特惠を導入すればするほど、先進諸国は金の国際的管理を考えざるをえないことにならう」とされているが、まずは、今後の国際通貨制度は、金の束縛をはなれ、金の国際的管理による非貨幣化に向うことに核心があると考えられ、金に核心を求めるとすれば、逆に、発展途上諸国に特惠を導入することを困難にすることになると考えられるがどうであろうか。むしろ SDRが一種の IMFによる信用創造であるように、金の束縛から抜け出して、世界的な必要に応じて国際通貨の供給が可能となる世界管理通貨制度が、発展途上諸国からいっても望ましいのではなからうか。

一体、金を今後の国際通貨問題の中にどのように位置づけ、どう処理していくのかについて再検討を求めたいし、考察の展開の筋として、小手先の国際通貨制度のなかに発展途上諸国に対する「特惠」の理念を盛り込むことによって、著者達のいわれる南北問題が容易に解決されることになるのか、むしろ問題は、一面においてより深刻かつ根源的なものであるとすれば、そうした積極的・抜本的解決策が別個にたてられ、国際通貨制度の円滑な作用を保証する平等化の実現にとり組んでいくことこそ肝要なのではなからうか。

小手先の国際通貨制度への特惠の導入は、価格メカニズムの有効な作用をゆがめ、世界的にマイナスを生ぜしめる可能性がより大であり、世銀グループの積

極的活用・各国の経済協力政策の新展開によって解決をはかることが必要である。さらに先進国側は、自国の保護政策・非自由化政策を全面的に撤廃し、自国経済・産業構造の転換をはかり、発展途上諸国への産業移殖・新産業の設立を進めていくことにこそ、真の解決策が求められていかねばならないのではないか。

すでに指摘したように、世界経済の実物面・構造面の転換・変革が必要であり、金融面の政策措置、しかもその中の国際通貨制度のもつ意味は限られたものであることの基本的認識が必要であろう。

基本的には、世界経済の大きな将来構図・未来像をえがき、その中の各国経済の位置づけ・展望の下に、国際通貨・金融問題の展望・論議が行なわれていかねばならないのではなからうか。

IV

以上、ないものねだりのであり、本書に対して過大な期待をよせすぎているかもしれないが、本書を一読しての評者の率直な感想である。実は、分析の基本的な方法論も立場もことなり、国際金融論に関しては素人に近い評者であることゆえ、全くの誤解ないしは理解不足による一方的な論議になってしまっているのではないかと大におそれている。

むしろ、上述のコメントは、本書に関してだけでなく、最近の新展開を踏まえて、評者が国際金融問題に対してもつ疑問なり問題点なりを提起したものであるといった方が適切であろう。

ここでは、多くの批判点なり疑問点だけを列挙したにすぎず、本書を客観的に評価してみれば、とくにごく最近までの国際金融の新展開を直視し、現実的検証に堪えることのできる理論を樹立しようとした注目すべき貴重な共同研究であり、国際金融論のつっ込んだ研究をしようとする人々にとって必読の研究成果であることは明白である。

積極的な分析成果・ユニークな考究として、本書の多くの部分が着目に値し、とくに第一章における中心国と周辺諸国とを対比しての問題把握と問題提起、第三章における IMF協定におけるドルの役割・位置づけと金・ドル本位制の限界の抽出、第六章のニクソンの新経済政策と金・ドル本位制の崩壊をめぐる論究、第七章・第八章のユーロダラー市場をめぐるつっ込んだ究明と論議の明確な整理、第九章の多国籍企業の金融的側面——資金源と国際収支問題——に焦点をあてて

のユニークな分析、第一〇章の EEC通貨統合をめぐる論点の整理、第一章の国際通貨危機と発展途上諸国との関連に関する包括的な究明と国際通貨制度改革に対する発展途上諸国の諸要求の解明、等々が重要であろう。

今後ともに、中西・岩野両教授の共同研究がさらに進められ、残された問題点についても解明がなされ、大きな成果がえられていくことを期待するとともに、国際金融論の新展開について、数多くの研究者達の参加によって一層活潑な論議がこれからつみ重ねられて行き、これ迄どちらかといえば研究が立ちおくれたこの分野において、新しい分析体系・理論分析の確立・発展のための一つの重要な契機となることを願っている。

(新評論・1972年5月刊・A4・412頁・1500円)

深 海 博 明  
(経済学部助教授)

米川伸一著

『イギリス地域史研究序説』

戦後のわが国経済史学界、とりわけ西洋経済史学界が、独自の問題意識に支えられながら資本主義の成立、発展をその課題の中心に据え、数多くの優れた成果を生んだことはここに改めて指摘するまでもないが、率直に言って、このような出発点をもったわが西洋経済史学界に、ややもすれば性急な理論化、一般化と歴史における多様性への配慮の欠如があったことは、恐らく否定しえないであろう。従って、満足すべきものであったか否かは別として、こうした学界の共通の問題意識から生れた幾多の論争が、一応の決着をみたあと、個々の研究者が、当時イギリスで目覚ましく発展した地方史研究に触発されて多様性の検出に向ったのは、自然のなりゆきであったと思われる。蓋し、マクロ分析からミクロ分析への進展は、歴史研究に限らず、社会科学一般に往々みられるところだからである。

しかしながら、歴史研究の進展が、他国の一地域を対象とする地域史研究という形をとる時、そこには幾多の困難が横たわっていることを忘れてはならない。極めて月並な表現ではあるけれども、地域史研究において、実証の精密化という課題の解決は果されるとし

ても、地域史研究が深化し、実証が精密化すればするほど見失われがちな全体像、一国史との関わりという問題は、一体どのようにして解決されるべきなのか。まことに、「(地方は)、国民史とのたえざる連関と緊張において捉えられてこそ意味をもつ」(越智武臣、『地方史研究の過去と現在』、『岩波講座 世界歴史30、別巻現代歴史学の課題』、1971年、所収、402頁)のであり、研究者がこのような精神の緊張を持ち続けることが、地域史研究には欠かせない基本的条件であることは明らかである。しかし、地域史研究を目指す研究者が備えていなければならない基本的条件は上のようなものであるとして、それでは、地域史と一国史を何等かの意味において橋渡しする具体的な分析方法なり分析視角とは、一体どのようなものであるべきなのか。歴史研究においてもさげられない「専門の細分化」の1つの端的なあらわれである地域史研究にも、上に挙げた陥穽と欠陥があり、その克服は必ずしも容易なことではない。そして、地域史研究に内在するこうした問題が解決された優れた例として、ここに紹介するのが、米川伸一著『イギリス地域史研究序説』である。

本書は、大別して、第1部『イギリスの地方史研究』、第2部『ノーフォークの社会経済発展と反権力闘争の変貌—「平野地帯」と「森林地帯」—』、第3部『イギリス地方史研究の裾野』から成っており、第1部は、イギリスにおける地方史研究の動向、第2部は、著者による個別分析、第3部は、イギリス地方史協会刊行物の内容紹介である。まず、第1部において著者は、イギリス地方史研究の流れを回顧し、1967年に上梓された「イングランド・ウェールズ農村史」(The Agrarian History of England and Wales)をイギリスにおける地方史研究の到達した1つの頂点であるとし、この書物の中で編者である J. Thirsk が、多様性を犠牲にせず、近世イングランドを全体として把むために指定した「森林・牧畜地帯」(wood-pasture region)と「牧羊・穀物地帯」(sheep-corn region)という2つの類型を批判的に撰取し、著者独自の「平野地帯」(Champion Region)と「森林地帯」(Woodland)という類型を設定される。そしてこの2大類型を主要な導きの糸として、(イングランド東部のノーフォークという一地域の)11世紀から17世紀に至る長期の歴史を分析するのである。

第2部・第2章『11世紀の社会経済構造——ドゥムズディ=ブックの分析——』では、長期に亘る歴史分析の出発点として、1086年のドゥムズディ=ブックを取りあげ、これを定量的に分析することによって、大略以

下のような結論が導き出されている。すなわち、ノーフォークの西部と東部は、極立って異なった社会経済構造をもっている。自然的要因が、この社会経済構造の相異にどの程度与って力があったかは尚明らかでないが、西部の「平野地帯」においては、直隷受封者 (tenant-in-chief) がマナを直接掌握する直営マナの比重が高く、しかも、それがより大規模な聖界所領に多くみられる。西部の「平野地帯」における所領構成上のごとの特質は、その下における非自由農民の比重の高さに見合っている。村落の構造について言えば、ここでは、明らかに聚村 (nucleated village) が多い。また、各村落について、領主と農民の双方に耕作用犁隊 (plough team) が記載されているものを「マナの所領」 (manorial estate) とした場合に、この「マナの所領」の比重が、また定住と農業生産の単位である村が、1あるいは2のマナによって成るものを「古典的マナ」に近似したものとした場合に、この「古典的マナ」の比重が、それぞれこの西部の「平野地帯」においては高いことが検出される。他方、農村社会に強大な影響力をもった聖界大所領の直営マナは、東部の「森林地帯」には少なく、ここでは、自由農民の占める比重も高い。「森林地帯」の村落構造は、「平野地帯」で支配的であった聚村に対して、散村 (hamlet) であり、これと関連して、「森林地帯」においては、非マナの所領 (non-manorial estate) の優位性もまた明らかである。更に、村とマナとの関係にしても、「古典的マナ」に近いマナは、「森林地帯」では無視しうるほどである。こうして、ノーフォークのドゥムズディ=ブックを定量的に分析した結果得られた上の2類型は、単に自然的な類型ではなく、豊富な内容を含む社会経済構造上の類型であって、これら相反した2つの社会経済構造の類型が、その後におけるノーフォークの発展を大きく規定することになる。

さて、ドゥムズディ=ブックからはほぼ200年を経過したイングランドは、一方でマナ化の進展と領主経済の最盛期を迎えつつあったと同時に、他方では、農民による小商品生産の展開にみられるような封建制の解体を示しつつあった。殊に、後者は、東部イングランドのノーフォークでは、他地にもまして著しかったとされ、従来多くの研究者がこの時代のノーフォークを対象として小商品生産の展開を探ろうとして来たのである。第3章「12—3世紀の社会経済発展」において、著者は、前述の2類型を用いながら、13世紀に顕著になるこの相反する2つの発展の動向を、整合的に説明

されようとしている。まず、12世紀に東部の「森林地帯」にその司教庁を移転した領主、ノリッチ修道院が、13世紀の領主経済の盛期に、どのような形で「森林地帯」に所領を拡大し、自己の支配に組み入れて行ったかが分析される。当然予想されるように、既述のような特質をもった「森林地帯」で、ノリッチ修道院が、直営地を拡大することは、はなはだ困難であり、ほとんど唯一の手段である小地片の集積も、保有権の錯綜した「森林地帯」では大した成功をおさめなかった。

領主制の盛期における個別領主の所領経営の具体例を引きながら、同時に13世紀における東部の「森林地帯」の社会経済構造を間接的に浮彫りした著者は、次いで、「平野地帯」および「森林地帯」の特色をもつと思われる8つのマナの土地評価調査 (extent) を史料として、11世紀に検出されたそれぞれの類型の指標が、12、13世紀に至って、具体的にはどのようなあらわれ方をしているのかを実証されている。詳細は省略せざるを得ないが、ただ13世紀イングランドにみられた相反する2つの発展の動向との関連において、所謂「農村市場」のもつ意味について著者がどのような説明をされているかを紹介しておこう。13世紀に全国的に発展する「農村市場」は、基本的には、この時期に徐々に市場生産に対応する農民を直接掌握することが困難となった領主が、市場税という形で間接的に農民支配を行なおうとしたことから生れたものである。ノーフォークの「農村市場」の成立をみると、一般的に東部の「森林地帯」よりも西部の「平野地帯」により早く「農村市場」が成立している。市場の開設は、形式的には、領主が国王から特許状を得て始まるのであり、その限りでは、西部の「平野地帯」の領主が、主として穀物の市場生産に早くから向っていたことは事実である。しかし、前述の「農村市場」成立の基本的な背景を考えれば、「平野地帯」では、13世紀に領主層と農民層の双方に、市場生産への志向があったのは明らかであり、「平野地帯」で生産されるもののうち、穀物の比重が高く、その穀物が遠隔地貿易と結びついていたとしても、そのこと自体、「平野地帯」における農民の小商品生産者化を否定することにはならないのである。

しかしながら、東部の「森林地帯」に先んじて「農村市場」の成立をみた西部の「平野地帯」は、再三述べたように、元来、強力な聖界領主のマナがほぼ全域をおおい、そこでは穀物生産が不均等に発展しつつあったため、農民的貨幣経済の発展は、しばしばの間押し止められる傾向があった。これに対して、東部の「森

林地帯」においては、第4章「14世紀「一揆」の社会経済的背景」で述べられているように、多くの所領は13世紀に至っても尚、「典型的マナ」に編成されることはなかった。殊に、当地帯における領主権力の脆弱性は、農民の分割相続を阻止しえず、これによって、小保有農の数は極めて増加し、13世紀にウステッド毛織物工業を生むに至った。14世紀における「森林地帯」のウステッド毛織物工業の発展は、当地帯のマナの経営、農民経済の動向にも大きな影響を与え、農民による保有地放棄、マナからの逃亡を促し、領主の賦役徴収は困難をきわめた。いいかえれば、当地帯におけるウステッド工業の発展は、社会的分業を促進し農民的貨幣経済の深化を促がしたのであるが、1381年、この「森林地帯」で、就中、ウステッド工業が展開した東北部を中心にして起ったワット・タイラーの一揆を理解する上で重要なことは以下の事実である。すなわち、基本的には、13、14世紀の「森林地帯」における社会経済状況は、上のようなものであったとしても、個々の村、マナの農民経済の動向を立ち入って分析すれば、農民間の経済的地位の差が目立ち、法律的な身分と経済的地位との差異が顕著になり始めていた。そして、こうした側面こそが、農民一揆発生の起爆剤になったのである。

ところで、金納化以後の領主経済に関して、通説の述べるところは、領主の固定地代収入は、16世紀の価格革命の中で、減価を余儀なくされ、旧領主は没落し、これに代って、新興土地所有者が抬頭するというものである。第5章「絶対王制期の農業—土地問題」において、著者は、これに対して、領主階級の封建体制維持の努力が過少評価された傾向はないかという疑問を提出し、15、16世紀のノーフォークの数個のマナの農奴身分、マナの諸収入、マナ法廷のあり方を仔細に検討し、封建的再編成は、この時代にも無視し得ないほどであったことを実証されている。ただ、この領主階級の対応の仕方が、「森林地帯」と「平野地帯」がそれぞれ固有の社会経済構造を持ちながら発展して来たことを考えれば、多様であったのは当然である。例えば、農民による小規模エンクロージャーが14世紀末以来、盛んに行なわれた「森林地帯」では、村の共同体規制を打破するのは、農民の側であり、共同体規制を維持せんとしたのは領主の側であったのに対して、平野地帯においては領主特権である牧羊区 (fold course) を拡大するという形で共同体を破壊して行くのは、東部におけるウステッド工業の展開に触発され

た領主層あるいはこうした領主層による土地清掃の獅子の分前にあずかる可能性をもち、従って、領主層と利害の一致した富農であり、逆に、小商品生産者たる農民は、共同体を維持する方向に動いたのである。これを他面からみれば、「森林地帯」においては、資本制的な関係は、経済外的な強制によるよりもむしろウステッド工業あるいはそれと密接に結びついた農業経営にみられるように、小商品生産者の市場競争を通じた緩慢な過程で形成され、従って、農民層分解の停滞性が目立つのに対して、「平野地帯」においては、領主および富農による暴力的な資本—賃労働関係の創出が行なわれ、従って、農民層分解は急速に進んだのである。こうして、中世初期にみられた2つの相反した社会経済構造をもつ地域は、その後、それぞれ固有の発展を遂げ、独自の資本関係を形成しながら、16世紀には、東部「森林地帯」=富裕な小商品生産者による酪農生産、ウステッド工業、西部「平野地帯」=領主層あるいは近代的地主、富農による穀物、羊毛生産という分業関係を成立せしめることになる。

これと関連して、1549年、「平野地帯」および「森林地帯」をともに巻き込んだ「ロバート・ケットの叛乱」の性格規定についても、著者は、第六章「ケットの叛乱」において、独自の見解を示されている。「ロバート・ケットの叛乱」については、富岡次郎氏の有力な見解（この叛乱は、「農民的近代化コース」の16世紀における1つのあらわれであり、1381年のワット・タイラーの一揆、17世紀のピューリタン革命と同一線上に並ぶものとする）がある。しかし、著者は、参加者の階級性、叛乱地帯、運動形態を詳細に検討した結果、この見解に対して疑問を提出し、この叛乱の中核は、富裕な小商品生産者であって、彼等の攻撃対象は、封建領主のみならず、東部「森林地帯」のウステッド工業に原毛を供給するために牧羊区の拡大あるいはエンクロージャーによって、牧羊業を拡大するという形で、共同体規制を打破し、資本主義的農業への地ならしを行い、あるいは資本主義的発展に自からを適応させつつあったジェントリー階級であり、その限りでのこの叛乱の「保守性」を再び確認しなければならぬとされている。そして、そのことを何よりも証拠づけるのは、東部「森林地帯」の叛乱参加者の中に、ウステッド工業関係者が見当たらないという事実であり、旧封建領主あるいは新参の地主による牧羊業の拡大は、ウステッド工業関係者にしてみれば、安価な原毛の確保という点で重大な関心事であり、既述のような性格をもった叛乱がウステ

ッド工業の中心地を巻き込み得なかったのもまた当然であったとされるのである。

西部「平野地帯」における封建領主あるいはジェントリーをして、資本主義経済への対応を余儀なくさせ、「平野地帯」=穀物・牧羊、「森林地帯」=牧畜・ウステッド工業という社会的分業を成立せしめたのは、東部「森林地帯」のウステッド工業の発展であったが、この東部「森林地帯」内部の資本—賃労働関係の形成は、元来、この地域に農村工業として生誕した「伝統的ウステッド工業」が、16世紀中庸、大量のオランダ人、ワロン人のノリッジ市への移住によって、新種毛織物工業(New Draperies)に転換することによって、一層顕著となった。第7章「15-17世紀のウステッド工業史」は、新種毛織物の生誕地であるフランドルのホントスホーテ、同じくフランドルから移住民を迎えたライデンとノリッジ市の新種毛織物工業を、比較経営史的観点から分析したものである。前2者が、都市内部で資本制的経営の発展をみたにもかかわらず、依然として周辺農村に対して規制をゆるめなかったのに対して、ノリッジ市の場合には、都市が新種毛織物工業の導入、発展のイニシャティヴをとったにもかかわらず、農村工業を規制しようとしなかった。そしてその最大の原因は、ノーフォークのウステッド工業が、終始、「農村工業」として展開したことであるとされている。

さて、終章、「大叛乱(Great Rebellion)」では、中世以来、それぞれ互に作用し合いながら独自の発展を示して来た2つの地域は、一方は、近代的地主—資本主義的借地農—農業労働者という形で、農業における資本主義を達成し、他方はウステッド工業における資本—賃労働の形成という形で、基本線として、資本主義的な社会関係を自からのものとしており、ピューリタン革命前夜には、固有の資本制的関係を基盤として持つこれら両地域の分業関係は、単にノーフォーク州内にとどまらず、東部イングランドの数州にわたる広域市場圏を形成するに至っていることが分析される。そして、ピューリタン革命に際して、東部7州が、等しく議会側への傾斜を強めたのは、上に述べた形での経済統合があったからであると結論されるのである。

以上、紙幅の制限もあり、極めて蕪雑な要約しか果せず、あるいは筆者の誤解があるかもしれないが、最後に、こうした著者独自の分析視角とそれから導き出された結論が、従来のわが国の西洋経済史学界の諸成果にとって、如何なる意味をもっているのかを、筆者

なりに一応整理してみよう。かつてわが国の西洋経済史学界で論争的となった個々の問題については、第5章「絶対王制期の農業=土地問題」において、著者が通説に加えられた幾多の批判が殊に重要である。既に内容を紹介した個所から明らかであろうが、所謂ジェントリー論争に対して、領主階級の封建体制維持の努力とそれが具体的に如何なる形をとってあらわれたかを克明に実証された点、農民層分解論について、農民層分解のあり方が、社会経済構造の異なる地域では、固有の姿をとることを分析された点、更にこれと関連して、農民一揆の性格について、その主体、運動形態、綱領の3つの視角からする分析の結果、ある意味での「保守性」を再確認された点等々、その実証面からの疑問の提出が、わが国に留まってなし得るイギリス地域史研究のぎりぎりの限界で行なわれたものであるが故に、その批判は、実に説得的であり、今のところ、著者の見解に対抗しうるものはなからう。

個々の問題に対する著者の批判の妥当性は、そのほか多数例を挙げる事が可能であるが、今、一応それはおくとして、一地域を対象として分析を進められた著者をして、従来の通説に対して、まことに説得的な批判を行なわしめたものは、実は、その実証の深さもさることながら、本書を貫いて用いられた分析の方法(類型設定とその用い方)の正当性であったと思われる。著者の場合に、地域史と全体像をつなぐものが、「森林地帯」と「平野地帯」という2つの類型であることは、再三ふれて来たところである。少なくとも、近世を対象とする限り、イングランドの全地域は、こうした2つの際立った特質をもつ地域に分けることが可能であり、この類型が、単に自然的・地理的なものにとどまらず、社会経済構造上の類型であってみれば、この類型概念は、少なくとも一國史というより高い次元の歴史把握にとっても極めて有効であることは明らかであろう。歴史研究において、類型を設定し、これを用いて分析を行う場合、最大の問題は、こうした類型に、歴史性、時間的要素を如何に取り込むかということであり、単に類型を時代を超越したものとして固定的に用いるならば、その類型の歴史研究における有効性は大いに減じられることになる。しかし、著者は、この類型を用いるに当って、単にこれがある時点での比較のためにのみ用いることなく、それぞれの固有の発展を追求され、いわば横断的類型を発展類型とされる一方、それらが相互に作用し合うその歴史具体的なあり方をも提示され、これらの類型をより立体的、

動的なものとしてされているのである。こうして、他国の一地域の歴史をたどる場合につきまといがちな様々な問題が、本書において、上に述べたような形で見事に解決されているのである。いずれにしろ、その克明な実証と鋭い理論的把握の両面において、本書がわが国の西洋経済史学界が到達した1つの頂点であることは間違いない。

本書に納められた論稿の多くは、既に発表されたものであるとはいえ、全体を貫く構想と未発表の幾つかの論稿が、既に10数年前に完成されていたことを思う時、この著書が、少なくとも10年前に刊行され、イギリス近世史の研究者が、著者が意図された方向で地域史研究に向っておれば、現在のわが国のイギリス近

世史学界の動向もいささか異なったものとなっていたであろうという感慨をいただくのは、あながち筆者のみではなからう。わが国のイギリス経済史研究者の少なからぬ部分は、今や研究対象を新しい時代に求め、かつて学界をわかせた共通の課題も最早ない。著者も言われるように、社会経済史の研究は、鋭い現代的な関心に導かれて切り開かれはするけれども、研究上の進歩とは、結局のところ、満潮の引いた後に実を結ぶのであろうか。

(未來社・1972年3月刊・A5・578頁・4,800円)

安 元 稔  
(桃山学院大学経済学部助教授)